

# 「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 兄が指示する父の遺産分けに 納得できません…

# Q

東京に住む50代の主婦です。亡父の遺産分けで兄ともめています。私の実家は関西にあり、代々の兼業農家です。一人いる兄が家を継ぎ、結婚後も一家で同居して両親の面倒を見てきました。一昨年母が80歳で亡くなり、父も後を追うように昨年85歳で亡くなりました。不動産はすべて父名義で数も広さもありますが、田舎なので大した価値はないと思います。また私はずっと東京にいます。土地をもらっても意味がなく、それはすべて兄が相続して構わないのです。ただ、その分というか、預

貯金はきれいに半分欲しいとずっと思ってきました。でもこの度兄は父の通帳も見せずに、300万円やるとだけ言い、勝手に遺産分割協議書も作成して、これにサインだけしろと言う態度なので、頭にきてしまいました。たしかに私は、嫁入り時に500万円、マンション購入時に500万円をもらいましたが、

全部合わせても1300万円。これで半額というのは少なすぎと思うのです。それでも兄夫婦が両親の面倒をよく見てくれたのなら私も納得するのですが、兄も兄嫁も冷たい人で、たまに私が帰ると両親はよく愚痴を零してました。ですので兄の言う通りにはさせたくないとの思いが強いのです。

## 遺産分割調停で、遺産の額を知る方法がありますが、 円満な話し合いが大切。関係が悪化しないように。

# A

遺産を欲しいとか欲しくないとか以前に、遺産がどれだけあるのか知りたいと希望される方は多いですね。もし故人の取引銀行が支店名まで分かれば、相続人の問い合わせには回答しますので、多少時間はかかっても取引明細は出てきます。正確には知らなくても、たいていの人は住所か勤め先近くの金融機関を利用してあるので、大体の見当をつけて照会すればヒットすることもよくあります。もしそれもまったく駄目というのであれば、やはりお兄様に答えてもらうしかないでしょう。任意で駄目なら、遺産分割調停を起す手があります。調停委員が提出を促すので、出してくるはずですが、ただ管轄は相手方住所所在地なので、相談者のほうが出向くこととなります。もちろん弁護士を頼んでもよいのですが、その分費用はかかります。

預貯金の半額でよい、不動産はすべて兄で構わないとの要望は、調停の際にも受け入れられやすいと思います。



ただ少し気になるのは、ご両親が兄一家の悪口を言っていたことを真に受けておられることです。長く調停委員をしていく経験するのですが、たまに訪ねてくる子供に、同居している子供の悪口、ことに嫁の悪口を言う親は結構います。若い時はしっかりしていても、年を取ってくると誰もがだんだん不安になってくるようで、頼れる者には誰彼となく頼るようになるのでしょうか。

うも適当に受け流すような気持ちでいてほしいと思います。立場を変えてみればお分かりになると思いますが、日々同居して親の面倒を見るほうは毎日ニコニコとはしてられないし、お互い愚痴が出て当たり前なのです。

兄弟間の紛争を加速化させる元にもなるので、親たる者、安易な悪口はできるだけ謹んでほしいと願うし、また言われたほ

貴重な従兄弟関係になります。どうか円満に話し合せて、今後親戚関係を続けられるように願っています。